

タイトル	佐々木仁三郎「北海道炭鉱汽船株式会社職員組合の運動と組織力」 資料編(黒田重雄教授退職記念号)
著者	大場, 四千男
引用	北海学園大学経営論集, 7(4): 145-178
発行日	2010-03-25

佐々木仁三郎「北海道炭鉱汽船株式会社 職員組合の運動と組織力」資料編

北海道石炭鉱業資料集監修
大 場 四 千 男

目 次 本 編

- 第1章 戦後の混乱と生産復興
- 第2章 経営民主化
- 第3章 組織
- 第4章 労働協約
- 第5章 賃金と給与交渉
- 第6章 退職金手当（6巻3号上）
- 第7章 合理化（6巻4号中）
- 第8章 合理化(2)（7巻1号下の一）
- 第9章 人員確保対策（7巻3号下の二）
- 第10章 平和闘争
- 第11章 石炭政策
- 第12章 保安，災害

資料編（本号7巻4号）

資料編

- 1 歴代執行部役員名
（昭和21年2月～58年3月）
 - ① 北炭単一職員組合時代
 - ② 北炭職員組合連合会時代
 - ③ 北炭職員組合時代
 - ④ 北炭職員組合協議会時代
- 2 社員賃金統計資料
 - ① 昭和22年～31年基準賃金推移表
 - ② 昭和33～40年度基準内給推移表
 - ③ 昭和41～45年度基準内給推移表
 - ④ 昭和46～50年度基準内給推移表
 - ⑤ 昭和41～45年度基準外諸手当推移表
 - ⑥ 昭和46～50年度基準外諸手当推移表
 - ⑦ 昭和25～40年度期末手当推移表
 - ⑧ 昭和46～50年度期末手当推移表
 - ⑨ 社員賃金構成表

3 清水沢炭鉱閉山，夕張新鉱事故等資料

① 清水沢炭鉱閉山関係

② 夕張新鉱事故関係

1 歴代執行部役員名

① 北炭単一職員組合時代

初代（自昭和21年2月～至昭和21年7月）

会 長 青 木 茂（夕 張）

副 会 長 梶 杜 康次郎（平 和）

書 記 長 塚 田 庄 平（夕 張）

2代（自昭和21年8月～至昭和21年12月）

会 長 加 藤 博 俊（幌 内）

副 会 長 杉 田 正（本 店）

書 記 長 高 橋 甲 一（幌 内）

3代（自昭和22年1月～至昭和22年3月）

会 長 島 田 太 市（神 威）

副 会 長 梅 津 通（神 威）

書 記 長 岩 切 竜 雄（空 知）

4代（自昭和22年4月～至昭和22年8月）

会 長 塚 田 庄 平（夕 張）

副 会 長 飯 塚 喜 之（本 店）

〃 五十嵐 良 一（支 社）

書 記 長 坂 田 淳 二（夕 張）

5代（自昭和22年9月～至昭和23年4月）

委 員 長 梅 津 通（神 威）

副委員長 石 村 芳 男（支 社）

〃 村 上 元 道（夕 張）

事務局長 本 多 秀 三（幌 内）

6代（自昭和23年5月～至昭和23年9月）

委 員 長 村 上 元 道（夕 張）

副委員長 高 須 英 雄（空 知）

〃 梅 津 通（神 威）

事務局長 本 多 秀 三（幌 内）

7代（自昭和23年10月～至昭和24年3月）

委 員 長 梅 津 通（神 威）

副委員長 村 上 元 道（夕 張）

〃 魚 戸 浩（幾春別）

- | | |
|------|---------------|
| 事務局長 | 本 多 秀 三 (幌 内) |
| 〃 次長 | 佐々木 正 (神 威) |
| 専門部長 | 鶴 岡 博 (幌 内) |
- 8 代 (自昭和 24 年 4 月～至昭和 25 年 2 月)
- | | |
|-------|---------------|
| 委 員 長 | 村 上 元 道 (夕 張) |
| 副委員長 | 本 多 秀 三 (幌 内) |
| 事務局長 | 小 賀 徳 二 (夕 張) |
| 総務部長 | 米 沢 勇 (幌 内) |
- 9 代 (自昭和 25 年 3 月～至昭和 25 年 8 月)
- | | |
|-------|---------------|
| 委 員 長 | 本 多 秀 三 (幌 内) |
| 副委員長 | 西 山 三次郎 (空 知) |
| 事務局長 | 岩 間 旭 (夕 張) |
| 総務部長 | 米 沢 勇 (幌 内) |
- 10 代 (自昭和 25 年 9 月～至昭和 26 年 2 月)
- | | |
|-------|---------------|
| 委 員 長 | 塚 田 庄 平 (夕 張) |
| 副委員長 | 本 多 秀 三 (幌 内) |
| 事務局長 | 岩 間 旭 (夕 張) |
| 組織部長 | 西 山 三次郎 (空 知) |
| 調査部長 | 沢 田 隆 (空 知) |
| 情宣部長 | 中 川 幸 雄 (新幌内) |
- 11 代 (自昭和 26 年 3 月～至昭和 27 年 2 月)
- | | |
|-------|---------------|
| 委 員 長 | 佐 藤 寅之助 (夕 張) |
| 副委員長 | 西 山 三次郎 (空 知) |
| 事務局長 | 宮 本 文 雄 (幌 内) |
| 組織部長 | 沢 田 隆 (空 知) |
| 情宣部長 | 竹 谷 浩 (平 和) |
| 調査部長 | 伊 藤 学 (札 幌) |
- 12 代 (自昭和 27 年 3 月～至昭和 28 年 1 月)
- | | |
|-------|---------------|
| 委 員 長 | 佐 藤 寅之助 (夕 張) |
| 副委員長 | 沢 田 隆 (空 知) |
| 事務局長 | 前 田 武 雄 (幌 内) |
| 調査部長 | 伊 藤 学 (札 幌) |
| 情宣部長 | 中 谷 重 信 (登 川) |
| 組織部長 | |
- 13 代 (自昭和 28 年 2 月～至昭和 28 年 9 月)
- | | |
|-------|---------------|
| 委 員 長 | 佐 藤 寅之助 (夕 張) |
| 副委員長 | 沢 田 隆 (空 知) |
| 事務局長 | 前 田 武 雄 (幾春別) |
| 情宣部長 | 大 塚 駿 助 (夕 張) |
| 調査部長 | 中 谷 重 信 (登 川) |

14代（自昭和28年10月～至昭和29年2月）

委員長	沢田隆（空知）
副委員長	中谷重信（登川）
事務局長	前田武雄（幾春別）
情宣部長	大塚駿助（夕張）
調査部長	加賀谷勇吉（夕張）

15代（自昭和29年3月～至昭和30年2月）

委員長	中谷重信（登川）
副委員長	日野文麿（夕張）
事務局長	中島俊美（幌内）
情宣部長	知野幸雄（幌内）
調査部長	加賀谷勇吉（夕張）

16代（自昭和30年3月～至昭和31年3月）

委員長	中野政雄（夕張）
副委員長	中谷重信（平和）
事務局長	中島俊美（幌内）
情宣部長	大槻寿夫（空知）
調査部長	知野幸雄（幌内）

② 北炭職員組合連合会（略称 北炭職連）時代

17代（自昭和31年4月～至昭和32年4月）

委員長	中野政雄（夕張）
事務局長	中谷重信（平和）
情宣部長	浅野喜代治（空知）
調査部長	知野幸雄（幌内）

18代（自昭和32年4月～至昭和32年4月）

委員長	中野政雄（夕張）
事務局長	中谷重信（平和）
情宣部長	浅野喜代治（空知）
調査部長	橋本政之（幌内）

19代（自昭和32年4月～至昭和33年8月）

委員長	中野政雄（夕張）
事務局長	中谷重信（平和）
情宣部長	浅野喜代治（空知）
調査部長	橋本政之（幌内）

20代（自昭和33年8月～至昭和34年6月）

委員長	浅野喜代治（空知）
事務局長	佐々木仁三郎（平和）
調査部長	橋本政之（幌内）

情宣	菅原 策吉(夕張)	
21代(自昭和34年6月～至昭和35年5月)		
委員長	浅野 喜代治(空知)	
事務局長	佐々木 仁三郎(平和)	
調査部長	橋本 政之(幌内)	
情宣	菅原 策吉(夕張)	
22代(自昭和35年5月～至昭和36年6月)		
委員長	佐々木 仁三郎(平和)	
事務局長	高橋 留蔵(幌内)	
調査部長	菅原 策吉(夕張)	
情宣	本間 三治(空知)	35年12月退任
同	五十嵐 一男(同)	35年12月就任
23代(自昭和36年6月～至昭和37年7月)		
委員長	佐々木 仁三郎(平和)	
事務局長	高橋 留蔵(幌内)	
次長	品川 義雄(夕張)	
24代(自昭和37年7月～至昭和38年7月)		
委員長	佐々木 仁三郎(平和)	
事務局長	高橋 留蔵(幌内)	
次長	品川 義雄(夕張)	
25代(自昭和38年7月～至昭和39年7月)		
委員長	佐々木 仁三郎(平和)	
事務局長	高橋 留蔵(幌内)	
次長	品川 義雄(夕張)	

③ 北炭職員組合(略称 北炭職組)時代

初代(自昭和39年7月～至昭和40年7月)				
執行委員長	佐々木 仁三郎	本部	駐在	(平和)
副執行委員長	矢口 嘉一	夕張支部	〃	(夕張)
〃	舩田 行男	平和	〃	(平和)
〃	木本 亮博	幌内	〃	(幌内)
事務局長	品川 義雄	本部	〃	(夕張)
〃 次長	斉藤 傳一	〃	〃	(〃)
執行委員	堀井 清明	夕張支部	〃	(〃)
〃	吉井 政典	〃	〃	(〃)
〃	本間 勝	平和	〃	(平和)
〃	佐々木 英治	幌内	〃	(幌内)
2代(自昭和40年7月～至昭和41年7月)				
執行委員長	佐々木 仁三郎	本部	駐在	(平和)

副 執 行 委 員 長	矢 口 嘉 一	夕張支部	〃	(夕張)
〃	舩 田 行 雄	平和	〃	(平和)
〃	木 本 亮 博	幌内	〃	(幌内)
事 務 局 長	品 川 義 雄	本 部	〃	(夕張)
〃 次 長	斉 藤 傳 一	〃	〃	(幌内)
執 行 委 員	堀 井 清 明	夕張支部	〃	(夕張)
〃	吉 井 政 典	〃	〃	(〃)
〃	本 間 勝	平和	〃	(平和)
〃	近 藤 一 男	幌内	〃	(幌内)

3代（自昭和41年7月～至昭和42年7月）

執 行 委 員 長	佐々木 仁三郎	本 部	駐在	(平和)
副 執 行 委 員 長	矢 口 嘉 一	夕張支部	〃	(夕張)
〃	舩 田 行 雄	平和	〃	(平和)
〃	木 本 亮 博	幌内	〃	(幌内)
事 務 局 長	斉 藤 伝 一	本 部	〃	(〃)
〃 次 長	末 永 有 俊	〃	〃	(夕張)
執 行 委 員	堀 井 政 明	夕張	〃	(〃)
〃	吉 井 政 典	〃	〃	(〃)
〃	本 間 勝	平和	〃	(平和)
〃	近 藤 一 男	幌内	〃	(幌内)

4代（機構改革）（自昭和42年7月～至昭和43年12月）

執 行 委 員 長	佐々木 仁三郎	本部	駐在	(平和)
事 務 局 長	斉 藤 伝 一	〃	〃	(幌内)
〃 次 長	末 永 有 俊	〃	〃	(夕張)
夕張支部委員長	堀 井 清 明	夕張	〃	(〃)
〃 副委員長	吉 井 政 典	〃	〃	(〃)
〃 書記長	本 間 巖	〃	〃	(〃)
平和支部委員長	舩 田 行 雄	平和	〃	(平和)
〃 書記長	本 間 勝	〃	〃	(〃)
幌内支部委員長	木 本 亮 博	幌内	〃	(幌内)
〃 書記長	鈴 木 儀 信	〃	〃	(〃)

5代（自昭和43年12月～至昭和44年7月）

執 行 委 員 長	佐々木 仁三郎	本部	駐在	(平和)
副 執 行 委 員 長	斉 藤 伝 一	〃	〃	(幌内)
事 務 局 長	末 永 有 俊	〃	〃	(夕張)
夕張支部委員長	吉 井 政 典	夕張	〃	(〃)
〃 副委員長	村 田 胖	〃	〃	(〃)
〃 書記長	本 間 巖	〃	〃	(〃)
平和支部委員長	舩 田 行 雄	平和	〃	(平和)
〃 書記長	本 間 勝	〃	〃	(〃)

幌内支部委員長	木本亮博	幌内	〃	(幌内)
〃書記長	鈴木儀信	〃	〃	(〃)
6代(自昭和44年7月～至昭和45年1月)				
執行委員長	佐々木仁三郎	本部	駐在	(平和)
事務局長	斉藤伝一	〃	〃	(幌内)
夕張支部委員長	吉井政典	夕張	〃	(夕張)
〃副委員長	村田 胖	〃	〃	(〃)
〃書記長	本間 巖	〃	〃	(〃)
平和支部委員長	舩田行雄	平和	〃	(平和)
〃書記長	本間 勝	〃	〃	(〃)
幌内支部委員長	木本亮博	幌内	〃	(幌内)
〃書記長	鈴木儀信	〃	〃	(〃)
7代(自昭和45年2月～至昭和46年8月)				
執行委員長	佐々木仁三郎	本部	駐在	(平和)
事務局長	斉藤伝一	〃	〃	(幌内)
夕張支部委員長	吉井政典	夕張	〃	(夕張)
〃副委員長	佐藤 強	〃	〃	(〃)
〃書記長	本間 巖	〃	〃	(〃)
平和支部委員長	新谷喜代治	平和	〃	(平和)
〃書記長	本間 勝	〃	〃	(〃)
幌内支部委員長	木本亮博	幌内	〃	(幌内)
〃書記長	鈴木儀信	〃	〃	(〃)
8代(自昭和46年9月～至昭和47年10月)				
執行委員長	佐々木仁三郎	本部	駐在	(平和)
事務局長	斉藤伝一	〃	〃	(幌内)
夕張支部委員長	佐藤 強	夕張	〃	(夕張)
〃書記長	本間 巖	〃	〃	(〃)
平和支部委員長	新谷喜代治	平和	〃	(平和)
〃書記長	本間 勝	〃	〃	(〃)
幌内支部委員長	木本亮博	幌内	〃	(幌内)
〃書記長	鈴木儀信	〃	〃	(〃)
9代(自昭和47年10月～至昭和48年9月)				
執行委員長	佐々木仁三郎	本部	駐在	(平和)
事務局長	斉藤伝一	〃	〃	(幌内)
夕張支部委員長	佐藤 強	夕張	〃	(夕張)
〃書記長	本間 巖	〃	〃	(〃)
平和支部委員長	新谷喜代治	平和	〃	(平和)
〃書記長	本間 勝	〃	〃	(〃)
幌内支部委員長	木本亮博	幌内	〃	(幌内)

10代（自昭和48年9月～至昭和49年9月）

執行委員長	佐々木 仁三郎	本部	駐在（平和）
事務局長	斉藤 伝一	〃	〃（幌内）
夕張支部委員長	佐藤 強	夕張	〃（夕張）
〃書記長	本間 巖	〃	〃（〃）
平和支部委員長	本間 勝	平和	〃（平和）
〃書記長	松野 倉治	〃	〃（〃）
幌内支部委員長	木本 亮博	幌内	〃（幌内）
〃書記長	鈴木 儀信	〃	〃（〃）

11代（自昭和49年10月～至昭和50年10月） 夕張、平和支部合併

執行委員長	佐々木 仁三郎	本部	駐在（平和）
事務局長	斉藤 伝一	〃	〃（幌内）
夕張支部委員長	本間 勝	夕張	〃（平和）
〃副委員長	佐藤 強	〃	〃（夕張）
〃	松野 倉治	〃	〃（平和）
〃書記長	本間 巖	〃	〃（夕張）
幌内支部委員長	木本 亮博	幌内	〃（幌内）
〃書記長	鈴木 儀信	〃	〃（〃）

12代（自昭和50年10月～至昭和51年9月）

執行委員長	佐々木 仁三郎	本部	駐在（夕張）
事務局長	斉藤 伝一	〃	〃（幌内）
夕張支部委員長	本間 勝	夕張	〃（夕張）
〃副委員長	松野 倉治	〃	〃（〃）
〃	北野 潔	〃	〃（〃）
〃書記長	本間 巖	〃	〃（〃）
幌内支部委員長	木本 亮博	〃	〃（幌内）
〃書記長	鈴木 儀信	〃	〃（〃）

13代（自昭和51年9月～至昭和52年2月）

執行委員長	佐々木 仁三郎	本部	駐在（夕張）
事務局長	斉藤 伝一	〃	〃（幌内）
夕張支部委員長	本間 勝	夕張	〃（夕張）
〃副委員長	松野 倉治	〃	〃（〃）
〃	北野 潔	〃	〃（〃）
〃書記長	本間 巖	〃	〃（〃）
幌内支部委員長	木本 亮博	幌内	〃（幌内）
〃書記長	鈴木 儀信	〃	〃（〃）

14代（自昭和52年2月～至昭和53年7月）

執行委員長	斉藤 伝一	本部	駐在（幌内）
事務局長	小野 博旨	〃	〃（夕張）
夕張支部委員長	本間 巖	夕張	〃（夕張）

〃	副委員長	松野倉治	〃	〃	(〃)
〃	〃	北野潔	〃	〃	(〃)
〃	書記長	吉田文雄	〃	〃	(〃)
幌内支部委員	長	木本亮博	幌内	〃	(幌内)
〃	書記長	鈴木義信	〃	〃	(〃)
15代(自昭和53年7月～至昭和53年11月)					
執行委員長	木本亮博	本部	駐在	(非常駐兼務)	(幌内)
事務局長	小野博旨	〃	〃		(夕張)
夕張支部委員	長	本間巖	夕張	〃	(夕張)
〃	副委員長	北野潔	〃	〃	(〃)
〃	書記長	吉田文雄	〃	〃	(〃)
幌内支部委員	長	木本亮博	幌内	〃	(幌内)
〃	書記長	鈴木儀信	〃	〃	(〃)

④ 北炭職員組合協議会時代

初代(自昭和53年11月～至昭和54年9月)					
議長	木本亮博	札幌駐在	(非専従)		(幌内)
事務局長	小野博旨	〃			(夕張)
2代(自昭和54年9月～至昭和55年11月)					
議長	木本亮博				
事務局長	小野博旨				
3代(自昭和55年11月～至昭和56年9月)					
議長	鈴木儀信	札幌駐在	(非専従)		(幌内)
事務局長	小野博旨	〃			(夕張)
4代(自昭和56年9月～至昭和57年9月)					
議長	鈴木儀信				
事務局長	小野博旨				
5代(自昭和57年9月～至昭和58年3月) 解散					
議長	鈴木儀信				
事務局長	小野博旨				

2 社員賃金統計資料

① 昭和22年～31年基準賃金推移表（単位：円）

期 間 内 訳	22.1 } 22.4	22.4 } 23.3	23.4 } 23.9	23.10 } 25.12	26.1 } 26.9	26.10 } 27.9	27.10 } 28.9	28.10 } 29.12	30.1 } 31.3
本 人 給	900	2,020	6,060	7,533	9,730	13,672	14,709	15,784	16,105
勤 務 給	225	250	727	904	1,168	1,641	1,765	1,894	1,933
家 族 給	480	420	927	1,200	1,200	1,270	1,320	1,344	1,372
現 業 給	—	4	39	46	60	87	93	87	87
坑 内 給	135	225	950	1,175	1,515	1,923	2,026	2,146	2,289
職 階 給	—	80	164	192	327	407	417	406	418
計	1,740	2,999	8,867	11,050	14,000	19,000	20,330	21,661	22,204

- 註 1. 会社係長以下社員の一人当平均額。
 2. 22年1月～23年3月までの平均額はベース協定でなく項目協定であったので該当項目を集計した。
 3. 23年4月～29年12月まではベース協定。
 4. 30年1月以降は上昇額プラス方式となったので見込み平均額。

② 昭和33～40年度基準内給推移表 (単位: 円)

年 度 人 員	昭和33年度			昭和34年度			昭和35年度			昭和36年度			昭和37年度	
	1月1日協定	12月末実績	内 容	1月1日協定	12月末実績	内 容	1月1日協定	12月末実績	内 容	1月1日協定	12月末実績	内 容	1月1日協定	12月末実績
摘 要	2,878 人	2,876 人		2,876 人	2,872 人		2,872 人	2,425 人		2,425 人	2,425 人	医師を含まず 2,324 人	2,312 人	
給 与 項 目	内 容	金 額	金 額	内 容	金 額	金 額	内 容	金 額	金 額	内 容	金 額	金 額	内 容	金 額
本 給	50 点	6,500	6,500		6,900	7,100	固定額に改訂	8,000	8,000		8,000	8,000		
(能 力 給)	1 点に付 160 円	11,800	11,564		12,231	11,927	能力点 1 点に付 100 円	13,190	13,149		13,159	13,149		
小 計		18,300	18,064		19,131	18,827		19,447	19,196		21,159	21,149		
勤 続 給	勤続 1 年に付 100 円	1,370	1,324		1,424	1,370		1,470	1,389		1,489	1,499		
給 計		19,670	19,388		20,555	20,197		20,917	20,585		22,679	22,648		27,810
勤 務 給	出勤 1 日に付 本給の 0.5%	1,360	2,327		2,467	2,424		2,646	2,604		2,721	2,718		
家 族 給	扶養家族 1 人に付 月額 400 円	1,352	1,327		1,327	1,301		1,301	1,294		1,294	1,289		1,290
坑 内 給	1 種 日額 277 円 2 " " 248 3 " " 200 3 種有給 " 147	2,735	2,754	1 種 288 円 2 " 258 3 " 208 3 種有給 168	2,859	2,913	1 種 293 円 2 " 263 3 " 212 3 種有給 159	2,904	3,092	1 種 310 円 2 " 280 3 " 230 3 種有給 165	3,189	3,205	1 種 320 円 2 " 290 3 " 240 3 種有給 186	3,320
坑 外 現 業 給	1 種 日額 42 円 2 " " 23 1 種有給 " 34 2 " " 19	103	99	1 種 44 円 2 " 24 1 種有給 36 2 " 19	103	106	1 種 45 円 2 " 25 1 種有給 37 2 " 20	101	108	1 種 48 2 " 27 1 種有給 38 2 " 21	98	98	1 種 50 円 2 " 28 1 種有給 42 2 " 23	103
職 階 責 任 給	主任月額 1,000 円	163	162	(主任 467 人)	162	162	(主任 464 人)	162	149		150	資格手当		150
合 計		26,383	25,057		27,479	27,637		28,045	27,637		30,043	30,092		32,672
上 昇 額	1,343 円 (5.42%) 250 円 1,593 円			1,042 円 (3.96%) 380 円 1,422 円			684 円 (2.5%) (註) 坑内給実 104 円 績は過去 3 カ 788 円 年の平均実績			2,302 円 (8.329%) 104 円 2,406 円		(註) 坑内給実績は過去 3 カ年の平均実績	2,112 円 (7.012%) 130 円 (他に生能取崩し 304 円)	
初 任 給	11,620 円			11,860 円			11,900 円			13,000 円			15,200 円 (註) 本年度より医 12,000 円 士(各補科医士給 10,000 円 与を別件とする	

年度 人 員	昭和38年度				昭和39年度				昭和40年度			
	38.7.24現在		38.10.1協定		39.3.31現在		39.4.1協定		40.3.31現在		40.4.1協定	
	1,769人		1,769人		1,423人		1,423人		1,301人		1,301人	
給与項目	内 容	金 額	内 容	金 額	内 容	金 額	内 容	金 額	内 容	金 額	内 容	金 額
摘要												
給与項目	内 容	金 額	内 容	金 額	内 容	金 額	内 容	金 額	内 容	金 額	内 容	金 額
本給	（固定部分 可動部分 小計）	27,248	一律 1,000 可動 1,308	29,556	一律 1,500 可動 1,981	32,599	一律 1,500 可動 1,262	35,958	一律 1,500 可動 1,262	35,120		
勤務給												
家族給		1,272		1,272		1,255		1,255		1,268		1,221
坑内給	（1種 335円 2 " 300 3 " 250 3種有給 190	3,866		4,057	370円 330 280 215	3,998		4,202	据置 225	4,419		4,514
坑外現業給	（1種 50円 2 " 28 1種有給 42 2 " 23	85		85	据置 45	89		89	据置	102		98
職階責任給		237		237		319		319		404		410
合計		32,708		35,207		34,778		38,463		41,751		41,363
上昇額	（4月1日附で改訂することと なったが実際には今年の場合 10月1日とした。しかし坑内 給、現業給は4月1日遡及計算 とした。）		鉦員見合（5.263%） 増給 初任給改訂 基準外増増率引下げ その他（精勤賞与）	1,720円 215 350 148 （66）	鉦員見合（9.2985%） 増給 初任給改訂 その他（精勤賞与）	3,234円 215 200 （36）	鉦員見合（7%） その他（精勤賞与）	2,729円 （33）				
初任給	（大学卒 短大卒 高校卒		大学卒 短大卒 高校卒	16,700円 13,500円 11,500円	19,000円 15,700円 13,500円	21,000円 17,700円 15,500円						

③ 昭和41～45年度基準内給推移表 (単位：円)

年 度	昭和41年度			昭和42年度			昭和43年度			昭和44年度			昭和45年度		
	41.4.1協定	42.3.31 現在	1,291人	41.4.1協定	42.3.31 現在	1,274人	43.4.1協定	44.3.31 現在	1,157人	44.4.1協定	45.3.31 現在	1,098人	45.4.1協定	46.3.31 現在	人
摘 要	内 容	金 額	1,291人	内 容	金 額	1,274人	内 容	金 額	1,157人	内 容	金 額	1,098人	内 容	金 額	人
本 給 (月 額)	(1,500円) 3,396円	38,517	1,221	(2,300円) 4,030円	41,925	40,936	(3,200円) 5,585円	46,521	45,702	(4,100円) 7,173円	52,875	50,995	(5,100円) 9,082円	60,077	58,915
家族給(月額)扶家1人	400円	1,162		400円	1,162	1,144	400円	1,114	1,069	400円	1,069	1,002	400円	1,002	965
坑内給 (日 額)	1種 380円(256円) 2種 340円(238円) 3種 290円(203円) 3種有給 235円(165円)	4,649		400円(280円) 350円(245円) 300円(210円) 245円(172円)	4,933	5,019	430円(301円) 370円(259円) 320円(224円) 260円(183円)	5,334	5,334	(470円) (400円) (350円) (280円)	5,789	5,864	(500円) (430円) (380円) (300円)	6,290	6,450
坑外現業給 (日 額)	1種 50円(35円) 2種 28円(20円) 1種有給 45円(32円) 2種有給 23円(16円)	98		50円(35円) 28円(20円) 45円(32円) 23円(16円)	99	105	50円(35円) 28円(20円) 45円(32円) 23円(16円)	105	98	(50円) (28円) (45円) (23円)	98	94	(50円) (28円) (45円) (23円)	94	85
資格手当(月額)主 任	2,000円 1,000円	410	428	2,000円 1,000円	428	399	2,000円 1,000円	399	492	2,000円 1,000円	492	526	2,000円 1,000円	526	637
職階責任給(月額)主 任	1,000円	12	14	1,000円	14	8	1,000円	8	7	1,000円	7	14	1,000円	130	146
指 令 手 当							3,000円		28	3,000円	28	44	3,000円	44	40
合 計		44,895	44,361		48,561	47,581		53,481	52,730		60,358	58,539		68,163	67,238
上 昇 額	〔鉱員見合増その他〕 2,918円(7,055%) 582円 31円(精勤賞と取消し) 3,531円			3,307円(7,454%) 893円 4,200円			4,910円(10,32%) 990円 5,900円			6,328円(12%) 1,300円 7,628円			7,725円(13,196%) 1,900円 9,625円		
初 任 給	大学卒 22,000円 短大卒 18,700円 高校卒 16,500円 医 生 65,000円 歯科医士 63,000円			24,000円 20,700円 18,500円 72,000円 70,000円			27,000円 23,500円 21,000円			31,500円 28,000円 25,000円			36,500円 33,000円 30,000円		
備 考	坑内給()内は社員補で法定係員に選任されていない者。医士並に女子は含まず。														
	左 同														
	今年度より社員補を枠内とした														

④ 昭和46～50年度基準内給推移表（単位：円）

年 度 人 員 摘 要 本 （月 額）	昭和46年度			昭和47年度			昭和48年度			昭和49年度			昭和50年度		
	46.4.1協定	47.3.31 現 在	金額	47.4.1協定	48.3.31 現 在	金額	48.4.1協定	49.3.31 現 在	金額	49.4.1協定	50.3.31 現 在	金額	50.4.1協定	51.3.31 現 在	金額
家族給(月額)扶家1人	1,060人	987人	68,486	987人	917人	77,723	917人	917人	917人	866人	847人	162,305			
坑内給 (月額)	550円 470円 420円 330円	7,424	7,070	520円 460円 360円	8,347	8,179	590円 520円 410円	9,508	14,828	144,935	141,646	18,100			
坑外現業給 (月額)	60円 40円 50円 30円	105	108	60円 40円 50円 30円	126	108	70円 50円 50円 30円	147	310	856	329	377			
資格手当 (月額)	2,000円 1,000円	637	647	2,000円 1,000円	685	647	2,000円 1,000円	702	2,106	6,000円 3,000円	6,000円 3,000円	2,178			
職階責任給(月額)主任	2,000円	270	279	2,000円	304	279	3,000円	457	733	5,000円	700	57			
指令手当(月額)	3,000円	40	36	3,000円	36	36	3,500円	42	70	5,500円	52	57			
合 計	77,573	76,465	87,887	87,451	103,465	102,067	13,514円(15.453%)								
上 昇 額	8,611円(12.807%) 1,600円 124円(主任手当増分) 10,335円	9,622円(12.584%) 1,800円 11,422円	9,622円(12.584%) 1,800円 11,422円	9,622円(12.584%) 1,800円 11,422円	9,622円(12.584%) 1,800円 11,422円	9,622円(12.584%) 1,800円 11,422円	9,622円(12.584%) 1,800円 11,422円	9,622円(12.584%) 1,800円 11,422円	9,622円(12.584%) 1,800円 11,422円	9,622円(12.584%) 1,800円 11,422円	9,622円(12.584%) 1,800円 11,422円	9,622円(12.584%) 1,800円 11,422円	9,622円(12.584%) 1,800円 11,422円	9,622円(12.584%) 1,800円 11,422円	9,622円(12.584%) 1,800円 11,422円
初 任 給	42,000円 38,200円 35,000円	49,000円 44,500円 41,000円	58,000円 52,500円 48,000円	58,000円 52,500円 48,000円	58,000円 52,500円 48,000円	58,000円 52,500円 48,000円	58,000円 52,500円 48,000円	58,000円 52,500円 48,000円	58,000円 52,500円 48,000円	58,000円 52,500円 48,000円	58,000円 52,500円 48,000円	58,000円 52,500円 48,000円	58,000円 52,500円 48,000円	58,000円 52,500円 48,000円	58,000円 52,500円 48,000円
備 考	医士並に女子は含まず。 左 同														

⑤ 昭和41～45年度基準外諸手当推移表

種別	年度	昭和41年度			昭和42年度			昭和43年度			昭和44年度			昭和45年度		
宿・日直手当 (日額)	一般 (看護婦 薬剤士 医士)	普通日 525円	休日 785円	特殊休日 915円	普通日 615円	休日 845円	特殊休日 985円	普通日 690円	休日 935円	特殊休日 1,085円	普通日 760円	休日 1,045円	特殊休日 1,215円	普通日 945円	休日 1,220円	特殊休日 1,415円
		525円	785円	915円	565円	845円	985円	625円	935円	1,085円	700円	1,045円	1,215円	875円	1,220円	1,415円
		760円	915円	1,175円	835円	985円	1,260円	920円	1,085円	1,350円	1,030円	1,215円	1,555円	1,315円	1,415円	1,810円
		760円	915円	1,175円	1,730円	2,040円	2,610円									
発破手当	15日以上施行 14日以上	月額1,500円 日額60円	左同じ	40本以上施行 80本	日額8円 10円			施行本数40本未満 85円			左同		95円 110円 125円	左同		105円 125円 140円
出納手当(月額)		600円		600円				600円			600円				600円	
臨時入坑手当(日額)		170円		180円				200円			220円				235円	
労務連絡員手当 (月額)	(住込 通勤)	6,205円 3,845円		6,435円 3,990円				6,435円 3,990円			6,820円 4,230円				7,263円 4,505円	
精勤賞与	出勤1日につき本給の0.17%				3ヶ月毎に本給の11.7%支給し 欠勤1日に付0.15%減率											
北海道炭鉱 (月額)	(有扶者 单身者)	2,038円 1,631円		2,100円 1,700円				2,100円 1,700円			2,150円 1,750円				2,200円 1,800円	
"加算分	(有扶者 单身者)	本給の3.4%+860円 " +600円		本給の3.4%+860円 " +600円				本給の3.4%+860円 " +600円			本給の3.4%+860円 " +600円				本給の3.4%+860円 " +600円	
別居手当(月額)		3,000円		3,000円				3,000円			3,000円				5,000円	
社宅外居住手当(月額)		有配600円	单身300円	有配600円	单身300円			有配600円	单身300円		有配600円	单身300円		有配600円	单身300円	
診療所在勤手当	(医士 薬剤士)	月額2,000円 " 800円	日額80円 " 32円	月額2,000円 " 800円	日額80円 " 32円			月額2,000円 " 800円	日額80円 " 32円		月額2,000円 " 800円	日額80円 " 32円		月額3,000円 " 1,200円	日額120円 " 48円	
(薬剤 免状状下附)		～2年2,500円 5年～4,000円	2年～3,200円 10年～5,000円	～2年2,500円 5年～4,000円	2年～3,200円 10年～5,000円			～2年2,500円 5年～4,000円	2年～3,200円 10年～5,000円		～2年3,500円 5年～5,000円	2年～4,200円 10年～6,000円		～5年5,000円	5年～6,000円 10年～7,000円	
医務 技術者	レントゲン技師	1,200円	600円	1,400円	800円			1,400円	800円		2,000円	1,000円		3,000円	3,000円	
衛生検査技師		600円	400円	800円	600円			800円	600円		1,000円	800円		1,500円	1,500円	
歯科技工士		400円	400円	400円	400円			400円	400円		600円	600円		1,300円	1,300円	
マッソー		300円	300円	300円	300円			300円	300円		300円	300円		800円	800円	
看護婦		月額1,048円 1回につき198円	月額1,128円 1回につき213円	月額1,248円 1回につき236円	月額1,401円 1回につき265円			月額1,401円 1回につき265円	月額1,401円 1回につき265円		月額1,401円 1回につき265円	月額1,401円 1回につき265円		月額1,587円 1回につき300円	月額1,587円 1回につき300円	
救護隊手当	(隊員手当 練習手当 練習手当 召集手当)	時間外の召集に対し特別呼出手 当を支給する。	左同。他に召集1回に付20円 を支給する。	左同。他に召集1回に付20円 を支給する。	左同。他に召集1回に付20円 を支給する。			左同。他に召集1回に付20円 を支給する。	左同。他に召集1回に付20円 を支給する。		左同。他に召集1回に付20円 を支給する。	左同。他に召集1回に付20円 を支給する。		左同。他に召集1回に付70円 を支給する。	左同。他に召集1回に付70円 を支給する。	

⑥ 昭和46～50年度基準外諸手当推移表

(別表3)

種 別	年 度		昭和46年度		昭和47年度		昭和48年度		昭和49年度		昭和50年度	
	普通日	休日	特別休日	普通日	休日	特別休日	普通日	休日	特別休日	普通日	休日	特別休日
宿・日直手当 (日 額)	1,065円	1,375円	1,595円	1,195円	1,545円	1,790円	1,380円	1,790円	2,070円	2,140円	2,780円	3,220円
看護婦 (日 額)	920	1,375	1,595	1,030	1,545	1,790	1,190	1,790	2,070	1,850	2,780	3,220
薬剤師 (日 額)	1,555	1,620	2,075	1,745	1,820	2,330	2,020	2,100	2,690	3,140	3,260	4,180
発 破 手 当	施行本数40本未満 日額120円		40本以上 〃 145	施行本数40本未満 日額135円		40本以上 〃 165	施行本数40本未満 日額150円		40本以上 〃 300	施行本数40本未満 日額230円		40本以上 〃 300
出 納 手 当 (月額)	600円		600円	600円		600円	〃		900円	900円		900円
臨時入坑手当 (日額)	260円		260円	285円		285円	320円		500円	500円		500円
労務連絡員手当 (月 額)	7,745円		4,785	8,190円		5,080	8,830円		5,475	11,275円		6,990
精 動 賞 与	3ヶ月毎に本給の6.63%支給 し欠勤1日に付0.085%減率		3ヶ月毎に本給の5.8%支給 し欠勤1日に付0.075%減率	3ヶ月毎に本給の3.4%+860円		〃 +600円	3ヶ月毎に本給の3.13%支給 し欠勤1日に付0.04%減率		3ヶ月毎に本給の3.73%+3,262円 扶養家族1人の場合 1,662円 1人増す毎 1,000円	3ヶ月毎に本給の3.73%+3,262円 扶養家族1人の場合 1,662円 1人増す毎 1,000円		3ヶ月毎に本給の3.73%+3,262円 扶養家族1人の場合 1,662円 1人増す毎 1,000円
別 居 手 当 (月額)	5,000円		5,000円	5,000円		5,000円	7,000円		7,000円	7,000円		7,000円
社宅外居住手当 (月額)	有配600円		有配600円	有配600円		有配600円	有配600円		有配600円	有配600円		有配600円
診療所在勤手当 薬剤師	月額1,200円		日額48円	月額1,200円		日額48円	月額1,200円		日額80円	月額2,000円		日額80円
医 務 (免状下附)	5年6,500円		5年7,500円	5年7,000円		5年8,000円	5年7,500円		5年8,500円	5年9,500円		5年10,500円
レントゲン技師	10年4,000円		10年4,200円	10年4,200円		10年4,700円	10年4,700円		10年5,300円	10年5,300円		10年6,000円
衛生検査技師	2,500円		2,700円	2,700円		3,200円	3,200円		3,200円	5,200円		5,200円
歯科技師	2,300円		2,500円	2,500円		3,000円	3,000円		3,000円	5,000円		5,000円
看護婦	1,200円		1,300円	1,300円		1,500円	1,500円		1,500円	3,000円		3,000円
その他	500円		600円	600円		600円	600円		600円	1,000円		1,000円
救護隊手当 (練習手当)	月額1,790円		1回につき 338円	月額2,016円		1回につき 381円	月額1回につき 〃		1回につき 〃	月額1回につき 〃		1回につき 〃
招集手当	招集1回に付120円を支給する。		招集1回に付120円を支給する。	招集1回に付120円を支給する。		招集1回に付120円を支給する。	招集1回に付 〃		招集1回に付 〃	招集1回に付 〃		招集1回に付 〃

⑦ 昭和25～40年度期末手当推移表 (単位：円)

備 考	期 別	25 年		26 年		27 年		28 年		29 年		30 年		31 年		32 年	
		前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後
	要 素																
受 給 額	職 員	3,000	4,950	11,200	24,000	38,000	38,000	27,500	27,500	25,300	1 括支給平均 24,450	24,800	28,150	34,900	49,200	69,800	76,300
	益 員	1,000	1,650	3,700	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	1 括支給平均 240	(1,000)	(1,500)	(1,700)	(1,700)	(1,700)	(1,700)
	妥 結 基 礎				7,300×3 +2,100 =11,100	11,250×3.288 =37,000	11,250×3.288 =37,000	8,550×3.290 =27,472	8,450×3.293 =27,825	7,800×3.25 =25,350	7,300×3.351 =24,462	7,675×3.238 =24,852	8,675×3.231 =28,029	34,900×14,450 10,250 =49,200	49,200×20,500 14,450 =69,800	69,800×16,500 =76,300	
		1,000×3 =3,000	1,650×3 =4,950	であるが諸般の 事情により 11,200円とな る。	2,100円は他社 との均衡を勘案 して加算7,300 円は税込みと見 なすの差額	となるが他社と の均衡を勘案し て38,000	前同同様										
配 分 内 記 施 他	本 給 按 分 (A)	700 均等割 2,300	4,950	11,200	21,900	34,000	34,000	24,500	24,500	22,450	22,389	21,950	25,258	31,385	45,097	63,938	70,196
	査 平 均				2,100	4,000	4,000	3,000	3,000	2,850	2,850	2,850	2,892	3,515	4,103	5,882	6,104
	定 最 高				7,000	20,000	20,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	21,000	30,000	33,000
	公 債	1,000				(A)×80%	同	同	同	同	同	同	同	同	(A)×78%	同	同
	有 扶	1,000	1,000	1,500	4,000	5,000	6,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	5,000	9,000	15,000	17,000
	単 身			800	2,000	3,000	3,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,500	4,500	7,500	8,000
備 考	社 員 補																
					補長以下男子 平均										男女こみ平均と なる		

備 考	期 別	33 年		34 年		35 年		36 年		37 年		38 年		39 年		40 年	
		前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後
		収 入		経 常 収 入		経 常 収 入		経 常 収 入		経 常 収 入		経 常 収 入		経 常 収 入		経 常 収 入	
受 取 金	職 員	67,200	70,400	70,400	60,800	61,800	67,700	74,300	80,400	74,300	74,300	74,300	83,000	89,200	95,700	95,700	97,700
	益	(1,700) 21,000	(1,700) 22,000	(1,700) 22,000	(1,700) 18,000	(1,700) 19,000	(1,700) 21,500	(1,700) 23,300	(1,700) 25,000	(1,700) 22,500	(1,700) 22,500	(1,700) 22,500	(1,700) 28,500	(1,700) 33,000	(1,700) 39,000	(1,700) 39,000	(1,700) 39,000
	結 算 基 礎	21,000×3.202 =67,242	22,000×3.202 =70,444	前年同期	19,000×3.202 =60,838	19,000×3.202 +1,000 =61,838	(20,500×3.202) +500×3.202 +500=67,712	20,500×3.202 +4,000×3.000 +5,000	20,500×3.202 +4,500×3.500 +5,000	前年同期	前年同期	前年同期	20,500×3.202 +6,000×3.000	20,500×3.202 +9,500×3.500 +3,000	20,500×3.202 +9,500×3.500 +9,000+500	前期同様	前期同様 (安全在庫切替 見合)+1,000
配 分	本 給 按 分 (A)	62,465	65,460	65,465	56,572	57,512	62,984	69,099	74,759	69,130	69,010	69,134	77,262	82,762	88,746	89,001	90,993
	査 平 均	4,755	4,940	4,935	4,228	4,288	4,716	5,201	5,641	5,170	5,290	5,166	5,738	6,438	6,554	6,777	6,707
	定 最 高	21,000	21,000	21,000	18,000	18,000	20,000	23,000	25,000	23,000	23,000	23,000	26,000	28,000	30,000	30,000	30,000
内 記 施 金	公 債	同	同	同	同	同	同	同	(A)×85%	同	同	同	同	同	同	同	同
	有 扶	16,000	17,000	17,000	16,000	16,000	18,000	20,000	25,000	25,000	25,000	25,000	28,000	30,000	32,000	32,000	32,000
	単 身	8,000	8,000	8,000	8,000	7,000	8,000	8,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
社 員 補	勤 続 1 年 未 満 80%	4月採用5,100	勤 続 1 年 未 満 80%	勤 続 1 年 未 満 80%	勤 続 1 年 未 満 80%	勤 続 1 年 未 満 80%	勤 続 1 年 未 満 80%	勤 続 1 年 未 満 80%	勤 続 1 年 未 満 80%	勤 続 2 年 未 満 90%	勤 続 2 年 未 満 90%	勤 続 2 年 未 満 90%	勤 続 2 年 未 満 90%	勤 続 2 年 未 満 90%	勤 続 2 年 未 満 90%	勤 続 2 年 未 満 90%	勤 続 2 年 未 満 90%
	勤 続 1 年 未 満 80%	勤 続 1 年 未 満 80%	勤 続 1 年 未 満 80%	勤 続 1 年 未 満 80%	勤 続 1 年 未 満 80%	勤 続 1 年 未 満 80%	勤 続 1 年 未 満 80%	勤 続 1 年 未 満 80%	勤 続 1 年 未 満 80%	勤 続 2 年 未 満 90%	勤 続 2 年 未 満 90%	勤 続 2 年 未 満 90%	勤 続 2 年 未 満 90%	勤 続 2 年 未 満 90%	勤 続 2 年 未 満 90%	勤 続 2 年 未 満 90%	勤 続 2 年 未 満 90%
	勤 続 1 年 未 満 80%	勤 続 1 年 未 満 80%	勤 続 1 年 未 満 80%	勤 続 1 年 未 満 80%	勤 続 1 年 未 満 80%	勤 続 1 年 未 満 80%	勤 続 1 年 未 満 80%	勤 続 1 年 未 満 80%	勤 続 1 年 未 満 80%	勤 続 2 年 未 満 90%	勤 続 2 年 未 満 90%	勤 続 2 年 未 満 90%	勤 続 2 年 未 満 90%	勤 続 2 年 未 満 90%	勤 続 2 年 未 満 90%	勤 続 2 年 未 満 90%	勤 続 2 年 未 満 90%
備 考	主 任 以 下 平 均 と なる	主 任 以 下 平 均 と なる	主 任 以 下 平 均 と なる	主 任 以 下 平 均 と なる	主 任 以 下 平 均 と なる	主 任 以 下 平 均 と なる	主 任 以 下 平 均 と なる	主 任 以 下 平 均 と なる	主 任 以 下 平 均 と なる	主 任 以 下 平 均 と なる	主 任 以 下 平 均 と なる	主 任 以 下 平 均 と なる	主 任 以 下 平 均 と なる	主 任 以 下 平 均 と なる	主 任 以 下 平 均 と なる	主 任 以 下 平 均 と なる	主 任 以 下 平 均 と なる
	主 任 以 下 平 均 と なる	主 任 以 下 平 均 と なる	主 任 以 下 平 均 と なる	主 任 以 下 平 均 と なる	主 任 以 下 平 均 と なる	主 任 以 下 平 均 と なる	主 任 以 下 平 均 と なる	主 任 以 下 平 均 と なる	主 任 以 下 平 均 と なる	主 任 以 下 平 均 と なる	主 任 以 下 平 均 と なる	主 任 以 下 平 均 と なる	主 任 以 下 平 均 と なる	主 任 以 下 平 均 と なる	主 任 以 下 平 均 と なる	主 任 以 下 平 均 と なる	主 任 以 下 平 均 と なる
	主 任 以 下 平 均 と なる	主 任 以 下 平 均 と なる	主 任 以 下 平 均 と なる	主 任 以 下 平 均 と なる	主 任 以 下 平 均 と なる	主 任 以 下 平 均 と なる	主 任 以 下 平 均 と なる	主 任 以 下 平 均 と なる	主 任 以 下 平 均 と なる	主 任 以 下 平 均 と なる	主 任 以 下 平 均 と なる	主 任 以 下 平 均 と なる	主 任 以 下 平 均 と なる	主 任 以 下 平 均 と なる	主 任 以 下 平 均 と なる	主 任 以 下 平 均 と なる	主 任 以 下 平 均 と なる

⑧ 昭和46～50年度期末手当推移表 (単位：円)

摘 要		年・期・別		昭和46年度		昭和47年度		昭和48年度		昭和49年度		昭和50年度	
				前	後	前	後	前	後	前	後	前	後
妥 結	職 員			196,200	196,700		213,700		233,700		345,700		534,700
	鉱 員			生産協力金 5,000 (1,700) 103,500	" 5,000 (1,700) 104,000	" 5,000 (1,700) 114,000	" 5,000 (1,700) 125,500	" 5,000 (1,700) 125,500	" 5,000 (1,700) 125,500	" 5,000 (1,700) 125,500	" 5,000 (1,700) 125,500	" 5,000 (1,700) 125,500	" 5,000 (1,700) 125,500
妥 結	妥 結 基 礎			前期+20,000	前期+500	前期+17,000	前期+20,000	前期+17,000	前期+20,000	前期+127,500	前期+61,500	前期+127,500	前期+61,500
	本 給 按 分 (A)			182,457	183,124	198,723	217,388	198,723	217,388	389,378	443,383	389,378	443,383
配 分 内 容	平 均			13,743	13,876	14,977	16,312	14,977	16,312	一律額 47,000	53,000	一律額 47,000	53,000
	最 高			43,000	43,000	45,000	47,000	45,000	47,000	査定 32,822	38,317	査定 32,822	38,317
最 低 補 償	有 扶			73,000	73,000	79,000	86,000	79,000	86,000				
	欠 身			30,000	30,000	33,000	36,000	33,000	36,000				
病 欠 以 外 の 場 合	病 欠 以 外 の 場 合			本給の50%	本給の50%	本給の50%	本給の50%	本給の50%	本給の50%	本給× $\frac{50}{150}$ 2.92+47,000	本給× $\frac{50}{150}$ 3.31+53,000	本給× $\frac{50}{150}$ 2.92+47,000	本給× $\frac{50}{150}$ 3.4+53,000
	公 傷			本給×2.835×90%	本給×2.863×90%	本給×2.73×90%	本給×2.99×90%	本給×2.73×90%	本給×2.99×90%	(本給×2.92+47,000)×90%	本給×3.31+53,000×90%	本給×3.4+53,000×90%	本給×3.4+53,000×90%
見 舞 金	私 有 扶 身			69,000	69,000	75,000	82,000	75,000	82,000	160,000	180,000	160,000	180,000
	公 病			23,000	23,000	25,000	27,000	25,000	27,000	55,000	60,000	55,000	60,000
備 考	本給按分			"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	円率			2.835	2.863	2.73	2.99	2.73	2.99	2.92	3.31	2.92	3.40
備 考	鉱職比			1.81	1.8	1.8	1.79	1.8	1.79	1.78	"	1.78	"
	鉱職比			1.81	1.8	1.8	1.79	1.8	1.79	1.78	"	1.78	"

⑨ 社員賃金構成表（医士並びに医務技術員諸手当を除く）

(別表 1)

区 分		摘 要		私 病	欠 勤	公 傷	欠 勤	死 亡	解 備
基 準 内	本 給	給	成績査定 円		○		○	○	
	家 族 給	給	扶養家族 1 人に付き 月額 400 円		○		○	○	
	坑内給	一 種	種 操業日、坑内勤務 1 日に付き 円				}	○	
		二 種	種 " " " 円						
		三 種	種 " " " 円						
	坑外現業給	三 種 有 給	給 年次有給使用の時 1 日に付き 円				}	○	
		一 種	種 操業日、現業従事 1 日に付き 円						
		二 種	種 " " " 円						
	給	一 種 有 給	給 年次有給使用の時 1 日に付き 円						
		二 種 有 給	給 " " " 円						
職 階 責 任 給		給 主任手当 月額 円							
給	資 格 手 当	当 参事補 円 主事 円		○		○		○	
	指 令 手 当	当 誘導無線指令室勤務者に対し 月額 円							
基 準 外	超過労働手当	時間外勤務	坑内勤務者 時間外勤務 1 時間に付き (A イ×1.25)	舞金として支給 前後を通算す(上記期間経過後、家族給、北手 A のみ見 出勤三十日(暦日)未満で再び同一傷病の欠勤は期間 月間の一月当り平均額。	欠勤開始九十日間(暦日)(一勤続満五年以上の者は百八十日間)支給し、その後は一切支給しない。	当月中の休業補償費との差額を見舞金として支給する。 勤続給、当月の操業日数、坑内給、現業給 休業前三ヶ月間の一月当り平均額。	私病欠勤による賃金支給停止者及懲戒解雇者は支給せず。 事務引継ぎのため翌日に亘った場合は翌月迄支給する。		
		坑外勤務者	" " (B×1.0) …… 1 時間 (B×1.25) …… 2 時間目以降						
		休日出勤	坑内勤務者 休日出勤 1 時間に付き (A イ×1.25)						
		坑外勤務者	" " (B×1.25)						
		特殊休日出勤	坑内勤務者 特殊休日出勤 1 時間に付き (A イ×1.6)						
		坑外勤務者	" " (A ロ×1.6)						
	特殊労働手当	深夜業手当	坑内勤務者 P・M 10 時～A・M 5 時の勤務 1 時間 (A イ×0.25)						
		坑外勤務者	" " " (B×0.25)						
		呼出作業手当	坑内勤務者 時間内呼出勤務 1 時間に付 (A イ×0.25)						
		坑外勤務者	" " (B×0.25)						
		特殊作業当	災害事故、高温多湿、寒冷並に危険な作業に対する手当(各事業所毎に都度協議する)						
		宿日直手当	1 回に付き 普通日 円 休日 円 特殊休日 円						
		発破当	施行本数 40 本未満 日額 円 40 本以上 日額 円 80 本以上 日額 円						
		出納手当	出納作業に対し 月額 600 円						
給	臨時入坑手当	臨時入坑 1 日に付き 月額 円							
	労務連絡員手当	住込の場合 月額 円 通勤の場合 月額 円							
そ の 他	精 勤 賞 与	3 ヶ月毎に本給の % を支給し、欠勤 1 日に付 % を減率する。							
	北海道有扶者	(A) 月額 円 (B) 本給の 3.4%+860 円		○		○	○		
	北炭鉱手当	(A) 月額 円 (B) " +600 円							
	別居手当	月額 5,000 円							
	社宅外居住手当	月額 扶養者 600 円 単身者 300 円		○		○	○		
休日出張手当	休日出張 1 日に付 (本人給+25)								

超過労働手当及び特殊労働手当の基礎額

$$1 \quad A(t) = \frac{\text{本給} + \text{職責} + \text{資手} + \text{内給 3} + \text{発破} + \text{北手}}{200} + \frac{\text{内給 1, 2}}{8}$$

$$2 \quad A(v) = \frac{\text{本給} + \text{職責} + \text{資手} + \text{外現} + \text{医手} + \text{診在} + \text{出納} + \text{北手}}{200} \quad (\text{月額})$$

$$3 \quad B = \frac{\text{本給} + \text{職責} + \text{資手} + \text{外現} + \text{医手} + \text{診在} + \text{出納} + \text{北手}}{175} \quad (\text{月 額})$$

(註)	職責……職階責任給	北手……北海道炭鉱手当	診在……診療所に勤手当
資	手……資格手当	内給1, 2……坑内給第一種・第二種	出納……出納手当
内給	3……坑内給第三種	外現……坑外現業給	
発破	破……発破手当	医手……医療技術員手当	

3 清水沢炭鉱閉山，夕張新鉱事故等資料

① 清水沢炭鉱閉山関係

清水沢炭鉱閉山に伴う総括経過報告

昭和 55 年 1 月 14 日労使協議会が開催され，清水沢炭鉱閉山提定が出された。これに基づいて，1 月 18 日第四回地区委員会を開き清水沢炭鉱閉山の提案内容の説明をし，引続き執行部より「今後の取組みと基本方針」が提案され，審議の結果，確認された。この基本方針に基づいて清水沢炭鉱調査委員会を設け，1 月 28 日清水沢炭鉱の入坑調査を行ない，それぞれ問題点を検討し調査委員会としての結論をまとめた。

2 月 15 日第五回地区委員会を開き，調査委員会の調査報告を行ない，閉山やむなしの確認をえ，完全雇用を前提とし条件交渉を行なう。以上一括確認された。

2 月 28 日第一回職員分科会を開催し，諸条件について協議に入ったが，未だ炭労が決まっていないう経緯もあり，交渉の進展もなく中断された。

3 月 11 日午後 1 時より第二回職員分科会が開かれたが，会社提案と組合提案との開きが大きく，特に交付金について交渉は難行し双方意見が対立したまま 3 時 20 分に至り，一時交渉が中断された。このあと 4 時より清水沢炭鉱会議室において，現在までの経過について職場報告会を行ない意見や要望などをまとめ検討に入った。

何れにしても諸条件が決まらなければ所要人員及び移行人員の協議も遅れると判断し，引続き精力的に交渉を行なうことを意志統一し職場報告会を終わった。

引続き午後 7 時より第三回職員分科会が開かれ，完全雇用を前提とし所要人員について交渉に入ったが，未だ移行人員については労組も決まってない状態なので，後日早急に協議をする事を約し万一所要人員より外れた人の場合を考え別紙の通り要求書を出した。

交付金支給について再度交渉を行なったが，会社は，清水沢炭鉱の閉山に伴う社員の退職者に支払うのに交付金を使用させてほしいと繰返し，組合としては個人の労務債であるし性格上問題が多いとし，双方の意見が対立し長時間にわたり論議をしたが，平行線の状態で進展がなく，午後 9 時より団体交渉に切替え再交渉をした。執行部も鋭意交渉を進めて来たが，会社は退職者に交付金を使用したい，再三であるが御協力願いたいとし前進回答が見られず，執行部としても検討の結果，

- (1) 清水沢炭鉱閉山に伴う退職者に支払うと云う事なので理解せざるを得ない。
- (2) このまま引続き交渉を行なっても前進するものは無い。亦移行問題も残ってるので解決せざるを得ない。

以上の判断に立ち，13 日午前 12 時 30 分に至り不満ではあるが解決せざるを得なかった。

執行部としては，これからの所要人員計画に当り労働条件の向上を目指し，保安確保，安定職場の確立にむけて努力をして行く。

以上清水沢炭鉱閉山に伴う妥結に至るまでの経過報告とする。

◇調査委員会の経過報告◇

55.2.6

第5回地区委員会で審議され決定した「清水沢炭鉱閉山に伴う」調査委員会の構成人員については執行部で鋭意検討の結果、協議会2名、夕張職組2名、清水沢地区副委員長1名、保安委員1名、計6名が決り直に取組みに入り調査検討を行った。その経過と内容は次の通りである。

調査の重点は会社が提示した「清水沢炭鉱閉山に伴う炭量」について、双方が清水沢炭鉱において協議が行われた。

冒頭会社側より清水沢炭鉱の概況並炭量（資料に基いて）について説明を受けた後、引続き質疑のあと直に入坑調査を行い、実態調査をし出坑後検討結果をまとめた。

一、調査日程

55年1月28日(月)午前10時より清水沢炭鉱において、鈴木炭鉱長他松田次長、伊藤管理課長が出席し、閉山に伴う理由の細部説明を受けた後、二班に別れ入坑調査を行う。

第一班 10尺現区域方面調査

木本議長、北野委員長、高橋副委員長（伊藤課長）

第二班 南部10尺第4ロング下段方面

小野局長、吉田書記長、三上保安委員（松田次長）

二、調査の内容

1) 坑内骨格の状況

第一斜坑群、連絡ベルト斜坑、第二斜坑群及び第三斜坑群と排気立坑を浅部の骨格とし、連絡坑道入、排気斜坑と盤上坑道又は盤下坑道等を組合せた骨格で各地並の展開は現区域、西部区域、南部区域等に盤上坑道または立入坑道より各炭層に着炭し、片盤向長壁式切羽を設けている。

2) 生産状況

① 南部区域

南部区域は平安8尺層と其の下にある10尺層の稼行をしてきたが、平安8尺層を見ると修正再建計画炭量28万9千トンに対し、40万2千トンを採掘し計画より11万3千トンも上廻る実績を出し、53年度で平安8尺層は終掘をしている。

亦此の層の下にある10尺層については現稼行切羽も含めて計画が70万5千トンに対し、41万5千トンで29万トンの落込みになっている。此の主としたる原因は炭層が褶曲断層群による為稼行が不能となり、計画された切羽にそれぞれ惹起し減量となって来ている。

調査の対照となった南部10尺第4ロング下段においては上段を稼行したときに褶曲部からなる断層群により予定より早く稼行が終了している。何れにしても断層により各切羽が予定より早く終了を期したので、計画外に可採炭量の代替として設定したのが此の第4ロング下段切羽である。然し炭層の山丈が2米近くあるが、此の炭層の中に岩盤が3段階に分布されており、実質炭丈は1米前後位しかない。

亦ゲートの先進坑道を見ると、切羽より100米先に断層があり10米位の無炭帯とな

り、ここで切羽を切替えて先に稼行しても其の先約 100 米先では完全に無炭地帯となっている。

此の様な状態の中で稼行をしているが、上下盤の乱れが多く見られ保安確保にも対策を講じているのが現状である。

② 10 尺層現区域

10 尺層現区域を見ると、非常に上下盤が乱れ、悪化している状態の中で、切羽を設定し稼行する実態ではない。

4 片、5 片を考えるとボーリングの結果、炭層傾斜が 40 度～50 度と判明し、現在のドラムカッターの採掘には不適であるし、保安面から見ても問題が多い。

6 片、7 片については 10 尺ベルト卸 No.2 掘進により、断層の為落差 80 米が判明し採掘不適となっている。

これによる計画出炭 25 万 3 千トンが全面的に不能になっている。

亦 4 片 8 尺后向下炭ロングについても、代替ロングとして計画をしていたが、炭丈は 1 米程度がボーリングの結果判明してるのと、以前に上炭払をしたときの坑道に溜水があり、此の対策と断層対策が必要となり、経済性と保安確保の面から考えると至難である。

3) 保安関係

炭層状態が不安定の為 54 年度においては、重大災害が発生している。これらの状態を見ると地質構造や炭層の賦存状況等からして、保安確保の確立においては万全の策を講じる必要がある。

北炭の中でも災害率の低い炭鉱ではあるが、上下盤の不良、亦断層との対策から災害防止には一段と対策が講じられなければならない。

三、結 論

以上実態調査の経過から調査委員会としては、次の通り判断をした。

- 1) 南部区域の平安 8 尺層は 53 年に採掘が完了し、其の後 10 尺層の採掘に当り平和断層の派生断層群により面長減、片盤長減となり採掘区域がせばまり、又地上表示物件維持保護のため計画を中止せざるを得ない区域も発生した。随って現南部第 4 ロング下段切羽以外に安定した採掘区域は見当らない。
- 2) 10 尺現区域においては上下盤の乱れ、断層の介在並炭層の傾斜が非常に強く計画が中止されているが、何れにしても採掘が出来る様な炭層条件ではないのと保安確保の面においても必要以上の対策が考えられる。
- 3) 4 片后向下炭については、上炭払跡の溜水対策が必要とされ且経済炭量としてもとぼしく、保安面からも避けるべきと考えられる。

以上自然条件の劣悪に伴い、現状からみて「生産能率の向上」及「収支の改善」は望めず、石炭政策が抜本的に改められない限り、存続は難しいと判断する。

今後は保安確保に万全の対策と指導を講ずるべきである。

以上調査委員会としては結論をまとめた。

随って 55 年 4 月末日清水沢炭鉱閉山もやむなしと判断し提案致します。

以 上

昭和55年2月 日

北炭夕張炭鉱株式会社

取締役社長 神 野 哲 一 殿

北炭夕張職員組合

執行委員長 北 野 潔

清水沢炭鉱閉山提案に伴う回答書

1月14日会社側より清水沢炭鉱閉山に伴う提案があり、夕張職員組合としては清水沢炭鉱閉山に伴う調査委員会を設置し、1月28日清水沢炭鉱において入坑、調査、検討の結果、次の通り判断し確認致しました。

- (1) 南部区域の平安8尺層は53年に採掘が完了し、其の後10尺層の採掘に当り平和断層の派生断層群により面長減、片盤長減となり、採掘区域がせばまり、又地上表示物件維持保護のため計画を中止せざるを得ない区域も発生した。随って現南部第4ロング下段切羽以外に安定した採掘区域は見当らない。
- (2) 10尺現区域においては上下盤の乱れ、断層の介在並炭層の傾斜が非常に強く、計画が中止されているが、何れにしても採掘が出来る様な炭層条件ではないのと、保安確保の面においても必要以上の対策が考えられる。
- (3) 4片后向下炭については、上炭払跡の溜水対策が必要とされ、且経済炭量としてもとぼしく、保安面からも避けるべきと考えられる。

以上、自然条件の劣悪に伴い、現状からみて「生産能率の向上」及び「収支の改善」は望めず、石炭政策が抜本的に改められない限り、存続は難しいと判断する。

今後は保安確保に万全の対策と指導を講ずるべきである。

随って55年4月末日清水沢炭鉱閉山もやむなしと判断し、完全雇用を前提として諸条件について要求致します。

以 上

(会社提案)

清水沢炭鉱閉山諸条件（社員関係）

1. 閉山時期

現行稼行中の区域が略々終掘となる昭和55年4月末を以て閉山とする。

2. 退職時期

閉山の時期を以て全員解雇する。

3. 雇用計画

(1) 坑内係員の適格者は北炭夕張炭鉱株式会社（50名程度）並びに北炭真谷地炭鉱株式会社及び北炭幌内炭鉱株式会社に再雇用する。

(2) 坑外及び事務系係員については極力北炭夕張炭鉱株式会社並びに北炭真谷地炭鉱株式会社及び北炭幌内炭鉱株式会社に再雇用するよう努力する。

- (3) 退職者については労使による就職斡旋委員会を設け関連企業をはじめとし、政府、道、夕張市等関係各方面に働きかけて就職斡旋に最大限の努力をする。
 - (4) 坑内係員の適格者を坑内状況に応じて逐次北炭夕張炭鉱株式会社並びに北炭真谷地炭鉱株式会社及び北炭幌内炭鉱株式会社に昭和 55 年 7 月末迄に再雇用を完了する。
再雇用計画の細部については別途協議する。
4. 閉山に伴う諸条件
別紙の通り。

以 上

別 紙

閉 山 に 伴 う 諸 条 件

1. 再雇用者

(イ) 解雇予告手当

平均賃金の 30 日分を支給する(税込)。

(ロ) 支 度 金

支度金として次の金額(税込)を支給する。

	有 扶 者 単 身	
坑内勤務者	190,000 円	140,000 円
坑外勤務者	140,000 円	110,000 円

尚、再雇用後 1 年以内に自己都合により退職した場合は一括返済のこととするが、退職事情等について組合と協議の上行なう。

(ハ) 労働条件

労働条件については解雇時の事情を勘案し継続勤務したものと同様の取扱とするよう努力する。

2. 退 職 者

(イ) 退 職 手 当

社員退職手当協定の社務都合退職の取扱とする。

但し、閉山後 1 年以内に停年に到達する者については停年退職の取扱とする。

再採用社員及び嘱託社員については勤続の年月により取扱う。

(ロ) 解雇予告手当

平均賃金の 30 日分を支給する。

(ハ) 期末手当、帰郷旅費、年次有給休暇残日数慰労金

55 才未満の者については社務都合の取扱とし、再採用社員及び嘱託社員については期間満了の取扱とする。

(ニ) 炭鉱離職者臨時措置法の適用

関係官庁に申請する。

3. 退職手当等の支払時期

別途協議とする。

昭和55年2月20日

北炭夕張炭鉱株式会社

取締役社長 神 野 哲 一 殿

北炭夕張炭鉱職員組合

執行委員長 北 野 潔

要 求 書

清水沢炭鉱閉山提案より職員組合調査委員会の結論に基づき、下記の通り要求いたします。

記

一、完全雇用

北炭夕張炭鉱株式会社並びに北炭真谷地炭鉱株式会社及び北炭幌内炭鉱株式会社に全員再雇用すること。

二、再雇用者の取扱いについて

1. 退職金

1) 石炭鉱業合理化臨時措置法施行第1条の3、1のイ並びに1のハによる交付金の範囲内で支給のこと。

2) 48年以降の変化要因もあるので控除利率の引下げをすること。

2. 解雇予告手当

平均賃金の30日分を支給のこと。

3. 雇用支度金

鉱員と同額とし坑内外の差はつけないこと。

4. 酒 肴 料

一律3.5万円を支給のこと。

5. 労働条件

閉山時の労働条件を継続維持のこと。

6. 炭鉱離職者臨時措置法の適用を申請のこと。

7. 支払時期

別紙による。

三、退職する者の取扱いについて

停年1年以内の者の取扱い

1. 退職金

1年以内に停年に到達するものにして本人が退職を希望する場合は停年退職の取扱いとすること。

2. 解雇予告手当

平均賃金の30日分を支給のこと。

3. 酒 肴 料

一律3.5万円を支給のこと。

4. 期末手当、帰郷旅費、有給休暇残日数慰労金

停年退職の取扱いとすること。

5. 炭鉱離職者臨時措置法の適用を申請すること。

6. 支 払 時 期

別紙による。

四、停年再採用者（含嘱託）の取扱いについて

1. 退 職 金

期間満了者の取扱いとすること。

2. 解雇予告手当

平均賃金の 30 日分を支給のこと。

3. 酒 肴 料

一律 3.5 万円を支給のこと。

4. 期末手当、帰郷旅費、有給休暇残日数慰労金

期間満了者と同じ取扱いとすること。

5. 炭鉱離職者臨時措置法の適用を申請のこと。

6. 支 払 時 期

別紙による。

以 上

別 紙

閉 山 に 伴 う 諸 条 件

一、支払時期

1. 再雇用者の取扱いについて

1) 再雇用者の支度金については再雇用時に支給すること。

2) 退職金並びに諸条件については交付金の支払時期に支払うこと。

2. 退職する者の取扱いについて

1) 退職金は退職時に支払いのこと。

2) 諸条件については交付金の支払時期に支給のこと。

二、その他

1. 未払金についての所在を明らかにすること。

2. 所要人員計画を明示のこと。

3. 夕張新炭鉱に再雇用された者に対する通勤計画並びに住宅計画を明示すること。

三、旧夕張新第二鉱移行者の取扱いについて

旧夕張新第二鉱の移行者の退職金については清水沢炭鉱閉山交付金支給時期と同様に取扱うこと。

以 上

清水沢閉山に伴う諸条件妥結内容

	再 雇 用 者	退 職 する 者 の 取 扱 い		其 の 他
		停年1年以内の者並再採用者	其 の 他 の 者	
退 職 金		1. 自己都合退職者 自己都合扱い 2. 再雇用されない者 社務都合扱い 3. 上記1, 2の者で停年1年未満の者は停年退職扱いとする 4. 再採用者 期間の月日による扱とする	1. 停年1年以内の者については停年扱い 2. 上記以外については、社務都合扱い	1. 未払金についての所在を明らかにすること。 ・ 退 職 手 当 退職時の分は退職会社負担とし、再雇用会社を退職した時は退職金を支払時に採用会社を経由して支払う。 ・ 未 払 金 退職会社負担として支払時に採用会社を経由して支払う。 2. 所要人員計画を明示のこと。 ・ 后日別途協議とする。 3. 旧夕張新第二炭鉱の移行者の退職金については、清水沢炭鉱閉山交付金支給時期と同様に取扱うこと。 ・ 資金事情より支給出来ない。
解雇予告手当	平均賃金の30日分支給（税込）	平均賃金の30日分支給（税込）	平均賃金の30日分支給（税込）	
再雇用支度金	有 扶 350,000 円 単 身 260,000 円			
酒 肴 料	一 律 10,000 円税込	一 律 10,000 円税込	一 律 10,000 円税込	
期末手当、帰郷旅費、有給休暇残日数慰労金		停年1年未満の者 停年退職の扱いとすること 停年再採用者（含嘱託） 期間満了者の扱いとすること	停年1年以内のものについては停年扱い、以外のものについては社務都合扱いとす。	
労 働 条 件	解雇時の事情を勘案し継続勤務した者と同様の取扱いをする様最大限の努力をする。			
炭鉱離職者臨時措置法	幌内、真谷地炭鉱再雇用者については関係官庁に申請する。	関係官庁に申請する	関係官庁に申請する	
支 払 時 期	再雇用支度金 移行時に支給する。 解雇予告手当 交付時に社内予金に繰入れ1年間凍結す 酒 肴 料	退職金、交付金交付時に労務債の範囲内で支給し残額は56年度中に支払う。 諸条件交付時に支給する。	左記と同じ	
移 行 協 力 金	一括組合に支給す 移行者に1人10万、5月中に支給す		閉山餞別金として一括組合に支給す。1人7万を支給す。	
通 勤 体 制	住ノ江、遠幌よりの通勤者に対しては当分の間通勤バスを運行する。			
其 の 他	控除利率の引下げについては協議会の場で交渉したい。		1. 就職斡旋に当っては、本人の希望を尊重し事前に組合と協議を行うこと 2. 就職確定までは労働協第30条については就職斡旋に最大限を努力した結果該当事が出た場合は別途協議としたい。	

職 員 移 行 先

		夕張新炭鉱	幌内炭鉱	真谷地炭鉱	退職	その他	計
主 任	採 鉱	5	1	1	1		8
	機 械	2	1	1	1		5
	電 気	1					1
	そ の 他						
	計	8	2	2	2		14
係 員	採 鉱	19	5	4	6		34
	機 械	7	2	1	3		13
	電 気	3	3				6
	そ の 他	4	1		3		8
	計	33	11	5	12		61
計	採 鉱	24	6	5	7		42
	機 械	9	3	2	4		18
	電 気	4	3				7
	そ の 他	4	1		3		8
	計	41	13	7	14		75

② 夕張新炭鉱事故関係

新炭鉱坑内事故経過

1. 発 生 日 時 昭和 55 年 8 月 27 日 22 時 51 分頃
2. 事 故 現 場 南排気斜坑 (坑口より 1,980 m 地点)
3. 災害の種類 自然発火
4. 罹 災 者 なし
5. 状況及び経過

8 月 27 日 22 時 51 分頃、当該現場を巡回中の係員が該現場の異常を発見、指令室に連絡があった。それを受け指令室は 23 時坑内全域の入坑者全員 (592 人) に出坑指令を出し、8 月 28 日 0 時 15 分全員の出坑を確認した。0 時 40 分救護隊 2 ヶ班 12 名及び職員 37 名が入坑し、南排気斜坑部に F. A 流送準備及びビニール幕による通気遮断を開始した。其の後 9 時 55 分までに新炭鉱 59 名、真谷地 13 名、幌内 11 名、計 83 名の救護隊が順次入坑し、入気側密閉地作りクロス張、排気側散水 600 L、中央第一立入、第二立入、北坑道の偵察作業を行なう。一方流送水は 9 時 07 分開始したが、密閉箇所内の CH₄ の量が 5 % になった為、10 時 20 分全員退避命令を発し、11 時 20 分までに全員出向完了した。以後第二立坑 (総排気) の観測を行ない、対策検討のため許可を得て 10 時 18 分救護隊 27 名が入坑探険をし、8 月 29 日以降の主なる作業を検討実施に入る。9 月 30 日に現段階における応急対策の方針が出された。

- (1) 操作再開に向け、通気骨格確保のための作業として

- イ）第二立坑周辺坑底坑道の放水による冷却並びに山固め取明け作業
- ロ）－600 L 中央第一立入の放水による冷却並びに山固め取明け作業
- ハ）－600 L 中央第二立入及び南排気斜坑の密閉放棄作業
- (2) 第二立坑の通気量（現状約 $6,000 \text{ m}^3/\text{min}$ ）よりする切羽整備の作業
 - イ）西部全区域の山固め補修作業
 - ロ）南部区域については当面全体通気の観点から一時仮密閉を行なうが、操業再開時には復元する。
- (3) 北部区域については、入排気斜坑とも水封して暫時状況を見ることとする。
- (4) 機器整備については、被害箇所の早期修復の作業を行なう。

以上の方針に随って作業を進めた。この結果、9月16日迄に作業状況の多少の変更はあったが、

- 1）－600 L 中央第一、第二立入坑道は9月16日密閉を完了した。
- 2）第二立坑第二連絡坑道の被災箇所については、第一、第二連絡坑道より、計5本のボーリング孔より注水冷却し、沈静化をはかっており保安確保上、早期に連絡目抜及び第二連絡坑道の密閉を完了する。
- 3）通気系統の確立（－650 中央第一立入坑道、－650 北坑道、北第三盤下坑道）については9月19日通気変更の実施により、被災による通気障害は解消され正常化となり、西部区域の末端切羽までの保安を確保し得る状態となった。又、安全保障措置として、第一立坑を排気立坑として切替出来る体制は確立している。
- 4）9月19日での扇風機は負圧 540 mm 、風量 $6,815 \text{ m}^3/\text{分}$ 、等積孔 2.31 （正常値 負圧 380 mm 、風量 $11,000 \sim 12,000 \text{ m}^3/\text{分}$ 、等積孔 3.64 ）
- 5）9月20日に労使より全区域に亘る総点検を行ない、22日より全員就労をし、復旧一般作業の実施に入る。

救護隊はその後9月7日空知より4ヶ班が到着入坑作業を実施す。

9月19日 17時30分 幌内4班、真谷地3班解散を行ない帰隊す。

9月20日 12時40分 空知4班解散を行ない帰隊す。

9月21日 7時00分 夕張は一時体制を解き帰隊す。

9月23日に到り復旧計画が説明された。

- (1) 復旧工事として、通気系統再整備のための代替坑道掘進の計画案が出された。

- | | | |
|-------------------|-------|-------------|
| 1）第二立坑第二連絡坑道切替 | 110 m | 10月上旬～11月上旬 |
| 2）－650 中央排気風道 | 90 m | 10月上旬～12月上旬 |
| 3）ベルト斜坑－690 目抜 | 23 m | 9月下旬～10月上旬 |
| 4）北第三盤下連絡坑道 | 80 m | 10月上旬～11月下旬 |
| 5）南第二下段排気立入 No.1 | 90 m | 11月中旬～12月上旬 |
| 6）南第二排気立入 No.2 切替 | 115 m | 11月上旬～12月上旬 |
| 7）南盤下添坑道 | 280 m | 12月～56年3月末 |

- (2) 復旧時の出炭

10月(23日) 1,000 t/日(沿層も含む)	西第三 10 尺層		
11月(25日) 1,840 t/日(")	"	西第三 10 尺層	
12月(26日) 3,160 t/日(")	"	上層	西第四 10 尺層
		上層	上層

1 月(25 日) 3,220 t/日(") " " " "
(南部区域は 1 月末で仮密閉を解除)
以上が現段階の実状である。

新炭鉱災害復旧に伴う基本方針の交渉経過

9 月 15 日会社側より、今次災害による復旧作業の基本方針が提案された。冒頭現況は非常に中央並びに各界は厳しい。何んとしても労使の自己努力が絶対の条件である。責任の重大さを痛感しているが、当面は復旧の目途を立てるのが急務であるとし、次の様な提案が出された。

記

8 月 27 日発生の自然発火事故は漸く沈静化しつつあるが、主要排気坑道を密閉せざるを得ないという重大事態となり、全面復旧にはかなりの日時を要する実状にある。この責任の重大さを痛感致しておりますが、当面は復旧の目途をたてることが急務である。然しながら今次災害をめぐる関係各界の態度は想像を絶する極めて厳しいものであり、関係各界の合意なくしては復旧は到底実現し得ない。このためには復旧計画を作成するに当り徹底した「自己努力」を労使が確認し、実行することが絶対条件である。

生か死かの二者択一に当って労使のとるべき方途は明白であります。従って下記の通り復旧作業の早期完成を目的とする「復旧作業の基本方針」をご提案致しますので会社存続のため早急なご審議、ご了承を願いたい。

以上の提案をめぐり急拠地区委員会を開催し、検討を行なったが要望及び意見などを踏まえ執行部より一日も早く復旧する事を前提に 4 交替制の問題及び間接費の節減、坑外関係の問題並びに福利厚生費の徴収問題等を更に会社と交渉を進め解決を計って行く。随ってこの交渉については執行部に一任する。

以上確認後職員分科会を行ない細部について検討をし、23 日午前 10 時より団交を開き、下記の通り会社生存に基き解決した。(協定書参照)

協 定 書

北炭夕張炭鉱株式会社と北炭夕張炭鉱職員組合とは、今次災害復旧にあたり、復旧作業の早期完成を目的とする「復旧作業の基本方針」に関し、下記の通り協定する。

記

1. 復旧期間の定義

下記各項目が夫々達成され、且、各切羽を整備し、安定出炭体制が確立した時点までを復旧期間とする。

- (1) 第2立坑の有効風量の復元
- (2) 南部区域の仮密閉の解放
- (3) 北部区域の通気の正常化

2. 復旧作業の促進

- (1) 所定休日も必要人員を確保し、復旧作業を実施する。
- (2) 主要坑道の炭層貫通箇所の保安対策並びに切羽の先行体制の確立等の主要作業は原則として4交替制で実施する。
- (3) 特定休日として設定した昭和55年10月4日(土)並びに普通休日の昭和56年1月4日(日)は操業日とする。

3. 復旧作業員の確保

従前の対労組協定書の「出稼向上対策」を再確認するに当り、係員の積極的な呼びかけによって鉱員の出稼意欲の高揚をはかる。

4. 復旧作業期間中の職場規律の厳正化

従前の対労組協定書及び確認書の職場規律、作業管理に関する事項を再確認するにあたり、係員は毅然たる態度で迅速且つ適切な指示並びに措置をとる。

5. 間接経費の節減

- (1) 復旧期間中の経費減をはかるため、間接経費についてはあらゆる方策を講じ節減をはかる。
- (2) 坑外関係者については、勤務態様を検討し残業とならないようにする。
- (3) 福利厚生費を下記の通り徴収する。
 - (イ) 社宅管理料（一律）

社宅居住者	月額	1,800 円
合宿居住者	月額	600 円
 - (ロ) 社宅料（厚年住宅）

46, 47, 48 年度建築	月額	700 円
49, 50, 51 年度建築	月額	1,200 円
 - (ハ) 実施期日 昭和55年10月1日以降とする。

昭和55年9月23日

北炭夕張炭鉱株式会社

取締役社長 林 千 明

北炭夕張炭鉱職員組合

執行委員長 北 野 潔

議 事 確 認

北炭夕張炭鉱株式会社と北炭夕張炭鉱職員組合とは、昭和 55 年 9 月 23 日付協定書に関し、下記の通り確認する。

記

1. 協定書記 2 の(1)の所定休日の復旧作業には、切羽条件によっては、休日採炭も実施する。
2. 協定書記 2 の(2)の 4 交替制実施については別途協議する。
3. 協定書記 2 の(3)の昭和 55 年 10 月 4 日並びに昭和 56 年 1 月 4 日の出勤者については、出勤奨励給として時間割基礎額の 1.25 を支給する。
なお、昭和 55 年 10 月 4 日の特定休日は自由行使に繰り入れる。
4. 協定書記 5 の(2)の坑外関係者の勤務態様の検討については別途協議の上実施する。

昭和 55 年 9 月 23 日

北炭夕張炭鉱株式会社

取締役総務部長 赤 石 昭 三

北炭夕張炭鉱職員組合

執行委員長 北 野 潔

北炭職員組合協議会 組織対策委員会経過

組対委構成人員

協 議 会	木 本 亮 博	小 野 博 旨
夕 張 職 組	北 野 潔	高 橋 松 雄
	福 村 信 一	
幌 内 職 組	鈴 木 儀 信	渡 辺 徳 雄
真谷地職組	木 野 英 二	松 岡 寛

6 月 27 日 第一回 協議会組織対策委員会

7 月 19 日 第二回 ”

7 月 20 日 第三回 ”

上記の日程により 55 年度に向けて協議会の運営並北寮の維持について検討を行い、組対委

として下記の通り結論が出された。

組 対 委 結 論

55.7.20

※ 協議会の在り方について

分離以来、独立独歩を目標とした会社の意図が十分に発揮されているどころか、むしろ逆の方向へと進んでいる会社の実態から、その矛盾を痛恨しはじめ、協議会の存在について認識を強めている。資金的に「共同運命体」としての実情は避けて通れない現状では、今後も会社安定迄は当分続くものと推測される。

吾々は相手が困窮していればいる程、組合は安定した組織力をもって「事に当る」体制が望ましい姿と考える。又、組合内部についても、各組合間の調整、並びに指導する機関としての重要性が益々強まる折から、協議会の安定をめざし、各単年度毎の討議ではなく、将来展望についても志向すべきことと考えるが、それには各組合内部の財政並びに協議会自体の財政等が絡み合う事情も考慮し、現状の組合費3.3%以内で措置出来得る範囲内ならば現状の機構で運営するのがより好ましい事であると判断する。

以上の討議並びに上記考え方から、組対委として次の通り登申する。

一) 協議会について

1. 現行体制を継続し、議長は兼務とし事務局長を常駐する。
2. 議長は幌内、局長は夕張より選出し、具体的問題については各組合の体制決定後に大会に於て選衡委員会を設置し確認を得ること。
3. 55年度は現行会費より150円値上げとし、健全財政の運営に努力する。
4. 従来以上の活力ある行動、即ち、各委員会等に積極的に参画する等の奮起した行動を望む。
5. 各組合の財政の許容範囲で現行機構を継続し、各組合の財政並びに重大な体制変化が生じた場合は組対委を設置検討する。

二) 北寮について

北寮の本年度の収支見込については、各組合員の協力により、若干の収益も見込まれ、又、来年度の利用状況等も含め収支トントンとなる見込みである。

以上の報告に基き「組合員の共有な唯一の財産」との見地から、これを維持する責任も含め、このまゝ運営を継続するが、次の点に留意し健全な運営を期待し下記の通り答申する。

1. 北寮の存在についても、又、宿泊費の廉価等も含め、尚一層のアピールを図ること。
2. 宿泊費の値上げについては、十分な配慮をし、その値上げ額及び時期等の具体的問題については協議会委員会に一任する。
3. 補助費及びその他の問題については、協議会として積極的に取組むこと。
4. 北寮の「運営に支障が生じた場合」の措置については、大会に諮ることとする。

以 上